



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Udo Gittel, Die Akitivitäten des Niedersächsischen Reichskreises in den Sektoren "Friedenssicherung" und "Policey" (1555-1682), Hannover 1996, 351S.
Author(s)	鎌田, 洋之
Citation	西洋史論集, 6, 116-123
Issue Date	2003-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37455
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_116-123.pdf



Udo Gittel, *Die Aktivitäten des Niedersächsischen Reichskreises in den Sektoren „Friedenssicherung“ und „Policey“ (1555-1682)*, Hannover 1996, 351S.

鎌田 洋之

はじめに

近世の神聖ローマ帝国に関して、一九七〇年代以降、新たな視角に立った研究が数多く発表されており、帝国国制史は現在のところ最も活況を呈している研究分野の一つとなっている。最近の研究においては、ゲオルグ・シュミットがとくに注目すべき見解を示している。彼は身分・地域・宗派といった共通の利害に基づく自立的な構成員の横のつながりを強調する。その際シュミットは、このような横のつながりを考える上で、とりわけ帝国クライス制度を高く評価している¹⁾。帝国クライスは一五五五年の帝国執行令において帝国法上の基礎を与えられ、ラントフリーデの維持ならびに帝国の執行機関という任務を帯び、帝国の崩壊まで重要な役割を果たした帝国機関であり、とりわけ中小等族に対しその身の安全の保障を与えたものとして評価されている。

かくして帝国クライス制度の構造究明は、帝国史研究の中で考察さ

れるべき重要な課題の一つであるが、しかしながら従来の研究においてはむしろ日の当たらない分野であった。我が国においては、一九八〇年代後半以降、山本文彦氏や渋谷聡氏らを中心に帝国クライスの視角に立った帝国史の研究成果が発表されているが、これらは主としてヴェストファーレン条約以前の帝国クライス制度を対象としているもので、個々のクライスそのものを対象とした研究は未だなされていない。

本書は、著者ウード・ギッテルがハンブルク大学に提出し、一九九三年に学位を得た博士論文である³⁾。本書の特色は未刊行史料の綿密な検討に基づいて一六一七世紀のニーダーザクセン・クライスの活動を具体的に検討した点にある。なお本書の構成は以下の通りである。

第一章 序言

第二章 クライスの内部構造―諸機関と手続方法

第一節 クライス会議

第二節 クライス公示事項担当諸侯

第三節 高級クライス官職

第三章 ニーダーザクセン・クライス内外に対する平和維持

第一節 はじめに

第二節 一五五五年から一六四八年までの時期

第三節 ヴェストファーレン条約後のニーダーザクセン・クライス

第四章 ポリツァイ制に関するニーダーザクセン・クライスの決定と

審議

第一節 近世のポリツアイ制―研究状況の素描

第二節 ラントフリーデ維持とポリツアイ・クライスの基本的権限について

第三節 クライス・ポリツアイ令制定に関する審議（一五六―一五六四年）

第四節 ヴェストファーレン条約以前のポリツアイに関する審議・決定

第五節 ヴェストファーレン条約以後のポリツアイ分野におけるクライスの活動性

第六節 まとめと歴史的評価

第五章 鑄貨制度に関して

さらに巻末には、付録として一五五―一六八二年のニーダーザクセン・クライスにおけるクライス会議 *Kreisstag*、クライス軍事会議 *Kreiskriegskonvent*、クライス代表者会議 *Kreisdeputationstag* という各集会の開催日・開催地のリスト、歴代のクライス長官 *Kreisoberst*、次官 *Nachgeordnete*、補佐官 *Zugeordnete* のリスト、さらにはクライス等族のリストが添付されている。

ニーダーザクセン・クライスは帝国北西部に位置し、ブラウンシュヴァイク諸大公家やブレーメン、マゲブルクの大司教領といった有力等族がひしめき合う一方で、司教領や帝国都市といった中小等族も所属しており、その構成員は多様である。本書において著者は、ニーダーザクセン・クライスを具体例に「ドイツ史において中央集権・権

力国家に対する選択肢があったのか、あるいはどの程度あったのか」という問題設定をし、この問いに答えるべく以下の論を展開する。まず第二章においてニーダーザクセン・クライスの内部組織について細述される。すなわち、クライス会議の召集から審議・投票・決定までの諸手続きとその際の多数決原理の有効性について。以下第三、第四章において、クライスの機能や機能性をより明確に描き出すために、クライスの主要な活動領域である「平和維持 *Friedenssicherung*」と「ポリツアイ制 *Policeywesen*」の問題が扱われ、本書の大半を占める。

第三章においては、細かく年代を区分して戦争と平和の問題を扱っている。その際、クライスの軍事体制や防衛行為あるいは対トルコ援助という問題が、地域的に限定されたラントフリーデ侵犯や、クライス内が戦場となりまさに当事者として戦争に関わった時期のクライス政策とともに考察される。第四章は、一方ではポリツアイの案件におけるクライスの基本的権限の問題が、他方ではクライスの個々の活動、たとえば羊毛の輸出、手工業者の乱用、上級生による下級生の制度的圧制 *Penalismus* の撲滅、という問題に関する審議・決定について描写される。最後の第五章においては、クライスの鑄貨制度を簡単に紹介し本書を締めくくっている。

以上が本書の概要であるが、我が国の帝国クライス制度を扱った研究においては、ニーダーザクセン・クライスの内実についてほとんど紹介されていない。そこで、紙幅の制限と紹介者の能力では本書の全てを紹介することは到底不可能であるため、本稿においては、本書の叙述から、ニーダーザクセン・クライスがいかなる組織であったかを

中心に紹介することとしたい。まず(一)として、当クライスに所属・関係する等族の内部構成と官職を紹介する。続いて(二)として、帝国クライス制度の中心的役割を担うクライス会議の開催状況について紹介し、そこでニーダーザクセン・クライスの活動性について考察したい。

一 所属クライス等族の内部構成と官職

以下においては、ニーダーザクセン・クライスに所属するクライス等族の内部構成と官職を確認していく。当クライス内の権力関係を整理しておくことは、著者が本書を通じて確認しようとしたクライスの活動性について、より明確な理解を与えるものと思われる。

まず、クライス等族を身分別に整理していくことにする。本書が研究対象としている一五五五年から一六八二年までの時期に当クライスに所属したクライス等族の総数は二三であった。身分別に見ると、大司教二(マゲブルクMagdeburg、ブレーメンBremen)、大公四(ブラウンシュヴァイク・リュネブルクBraunschweig-Lüneburgの四家系、メクレンブルクMecklenburgの二家系、ホルシュタインHolsteinの三家系、ザクセン・ラウエンブルクSachsen-Lauenburg)、司教五(ハルバーシュタットHalberstadt、ヒルデスハイムHildesheim、リュネベックLüneburg、ラッツェブルクRatzeburg、シュヴェーリンSchwerin)、伯二(ラインシュタイン・ブランケンブルクReinheim-Blankenburg、ランツァウRanzau)、そして都市四(リュネベックLüneburg、ゴスラー

Goslar、ミュールハウゼンMühlhausen、ノルトハウゼンNordhausen)。

これらのうち、身分の変更やクライス会議における票の獲得・損失などの変化を受けたものがある。ブレーメン大司教は一六四八年、マゲブルク大司教は一六八〇年にそれぞれ大公に、ハルバーシュタット、ラッツェブルク、シュヴェーリンの各司教は一六四八年以降世俗の諸侯となっている。これにより、一六八二年までにヒルデスハイムとリュネベックの二司教以外は全て世俗等族となったことになり、当クライスは圧倒的に世俗身分の割合が高かったことになる。また、シュヴェーリン司教は一六〇四年にクライス会議における票を獲得し、ランツァウ伯は一六六二年にクライス会議の審議を経て新たにニーダーザクセンのクライス等族として認められた。反対にブラウンシュヴァイクのカレンベルクCalenberg系は一五八四―一六三八年、同じくグルーベンハーゲンGrubenhagen系は一五九六―一六五二年、ラインシュタイン・ブランケンブルク伯は一五九九―一六五二年、ホルシュタイン・ハーデルスレーベンHolstein-Hadersleben大公家は大公ヨハンJohannの一五八〇年の死を最後に、それぞれクライス会議における票を失っていた。さらに都市ハンブルクHamburgは、帝国執行令に従って一五五六年のクライス会議に出席したが、結局のところ当該期においてクライス等族資格は持つておらず、それゆえここでは所属等族の総数には含めない。

次に、クライスの政策に大きな影響を及ぼした有力等族について、クライス内におけるその権力関係を確認していくことにする。しかしながらその際注意すべき点がある。それは一六四八年のオスナブリュッ

ク条約（以下IPO）の規定により、スウェーデン女王が皇帝から帝国等族としての地位を獲得し、ニーダーザクセンおよびオーバーザクセンの両クライスに所属することになり、クライスの政策に影響を及ぼすことになった点である。このことにより、この地域における諸領邦の關係は、より複雑になった。そこで以下においては、とくにヴェストファーレン条約以後のクライス内における關係を中心に整理したい。⁴

クライス内で実質的に最も有力な等族である公示事項担当諸侯Kreisasschreibende Fürstには伝統的にマゲデブルク大司教とブラウンシュヴァイク大公が就いており、両者を中心としてクライスの政策が運営された。クライス会議においても、彼らがその議長職Kreisdirektoriumを保持し、会議を召集・運営した。さらにブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテル大公家はブレーメン大司教やハルバーシュタット司教を輩出した外、一六五二年にはラインシュタイン・ブランケンブルク伯の票をも獲得したように、有力等族たちがクライス会議において複数の票を保持する場合もあった。クライス会議においては一五九三年のクライス最終決定以降、明文をもつて多数決原理が認められていたために、⁵一クライス等族としてよりも、大きな影響力を持った。

さらに一六四八年以降になると、まずマゲデブルク大司教領はIPO第一条第六項に従って、その最後の大司教アウグストの死後、還俗されかつブランデンブルク選帝侯家に移譲されることとされ、これは一六八〇年に実現している。そしてハルバーシュタット司教領もIPO第一条第一項において、還俗され同家に譲渡された。

またスウェーデンに関してはIPO第一〇条の諸項によって、さしあたり当クライスに関わる部分では以下のことが定められた。スウェーデン女王に対しブレーメン大司教領が還俗され帝国レーエンとして皇帝から与えられ（第七項）、「マゲデブルクとブレーメンの間でニーダーザクセン・クライスの議長職が、交換されるべし⁶ attached」。ただし、ブラウンシュヴァイク・リューネブルクの指揮者たる共同議長の権利は除く（第一〇項）とする規定により、ニーダーザクセン・クライスにおけるクライス等族資格を獲得し、さらにその議長職をも獲得した。この規定により、マゲデブルク（ブランデンブルク）、ブラウンシュヴァイクに次いで第三の議長職と公示事項担当職の保持者がクライス内に出現したことになる。このような現象は他のクライスには見られず、ニーダーザクセン・クライスの大きな特徴といえる。ちなみにこの職に関して一八世紀以降の推移を一瞥すれば、ハノーファー選帝侯家がブラウンシュヴァイク大公領を統合し、また一七一九年にはブレーメン大公領を獲得したことにより、この当時すでにクライス会議は開催されなくなっていたが、理論上は当クライスの議長職を保持していくことになる。

この他に、複数の票を保持することによってクライスの政策により大きな影響力を持った例として、メクレンブルク・シュヴェーリン大公が一六四八年以降還俗されたラッツェブルクとシュヴェーリンの司教領を獲得している（IPO第一二条第一項）。

以上のように、クライス内での権力關係の変化は、クライス内あるいはスウェーデンを含めたクライス外の有力等族たちが、ますますク

ライス内の中小諸領邦を統合し、その覇権政策を展開していく方向で進んでいった、ということができよう。中小の等族たちがその安全のためにクライスを必要とした一方で、有力等族たちはクライス内で複数の領域を獲得し、クライスの政策に対しより大きな発言権を得ることで、自身の領邦国家化政策を推進しようとしたのである。このような、とくに一六四八年以降の帝国を特徴づけるような相反する二つの方向性がニーダーザクセン・クライス内においても確認されよう。⁽⁶⁾

二 クライス会議

(一) において整理してきたことを如実に示す場が、まさに諸領邦の協働の場であるクライス会議である。そこで以下においては、一五五五―一六八二年におけるクライス会議の開催状況を整理し、そこで主要な議題とされたことを追っていきたい。

はじめに、クライス会議の開催状況に関して、帝国執行令の成立後、最初の開催となる一五五六年一月二四日のクライス会議から最後の開催となる一六八二年六月二三日まで、クライス会議は一〇九回開かれている。⁽⁷⁾このうち、開催されたもののクライス最終決定なしに閉会となったのが八回、開催されたか正確に判断できないものが一六三一年に一回ある。開催地は、ブラウンシュヴァイクやリューネブルクが多い外、次いでハルバーシュタット、さらにクライス等族ではない都市ハンブルクにおいても三回ほど開催されている。

次に、クライス会議においていかなることが問題とされたのか、時

代を追って概観してみる。その際、渋谷氏による時代区分を参考に、大きく三つの時代区分を設定する。⁽⁸⁾すなわち、第一に一五五五―一六八一年、第二に一六一八―一六四八年、第三に一六四八―一六八二年までである。

第一の時期について、ニーダーザクセン・クライスにおいては七四回ほど開催され、総開催数と比較しても多くの会議が開かれている。そこでは主として内外における平和維持、特に一六世紀末の対トルコ援助を巡るクライス軍の派遣の問題、クライス内のポリツァイに関する案件が主要な議題として現れてくる。

第二の三十年戦争期は、当クライスが戦場となり、当事者として戦争に関わるようになったことから、同時期の他のクライスと比べても比較的多く、二四回クライス会議が召集されている。一六二六年から一六三一年までは、三十年戦争の最中、伝統的にホルシュタイン大公としてニーダーザクセンのクライス等族資格を有したデンマークが戦争当事者として現れたことによる混乱から、クライス会議は召集されていない。この期間の一時的な機能停止前に開かれた一六二五年のクライス会議においては、デンマーク軍を利用してクライス軍を創設しクライス内の平和維持に当たることが決定されたが、⁽⁹⁾このときだけでなく三十年戦争の期間、さらにはその後に至るまで、積極的に常設のクライス軍を設置しようという動きは最後まで実現されなかった。一六三四―一三九九年に再びクライス会議が五回開かれているが、このときの議題もやはり三十年戦争に関わることがほとんどで、とりわけスウェーデンに対する援助を巡る議論がなされた。その後また一〇年間クライ

ス会議は召集されていない。

第三の時期においては、全一回開催されているが、その中でヴェストファーレン条約以降とりわけ一六五二―五四年のクライス会議における審議が注目に値する。当時の会議においては、常設のクライス軍の創設を巡る議論が活発になされた。三十年戦争以降、各クライスが常設のクライス軍を創設していく中で、ニーダーザクセン・クライスはこのことに消極的であった。というのも、クライス軍を創設することは新たな戦争の火種を生むという危険をはらみ、それゆえ具体的な脅威が差し迫ってから初めてクライス軍を派遣するべき、とする認識が大勢を占めたからである。一七世紀後半には、第一次北方戦争（一六五五―六〇年）、一六七五年のフェルベリン会戦後のスウェーデンとブランデンブルクとの対立のように、当クライスが戦場となった場合でさえ、クライス等族たちは軍を組織しようとせず、もっぱら友好的な話し合いによって戦争を回避しようとする態度を崩すことはなかった。

さて、この一六五二―五四年のクライス会議以降その機能停止となる一六八二年まで、開催された数は八回と激減する。この間も主要な議題はやはりクライス軍および平和維持に関することであったが、他方で再び上級生による下級生の制度的圧制の撲滅、穀物の輸入禁止措置といったポリツァイに関する案件の審議も見られるようになる。しかしながらこの頃は、（一）で述べたように有力等族による領邦国家化政策がさらに強まっていく時期であり、むしろクライス（会議）は彼らの利害にそぐわないものとなり、必要とされなくなる。本書にお

いて、クライス会議の機能停止に至る直接的要因が明確にされておらず、今後さらに検討すべき点であるが、こういった有力等族間の利害不一致がその要因となったことは間違いないであろう。

最後に一六八二年以降のクライスについて簡単に述べると、クライスそのものはある程度の意義を有していた、ということが出来る。なぜなら、クライス軍事会議やその他のクライスの集会において、ポリツァイなどクライス全体に関わる決定がしばしばなされている他、その他帝国レベルでの戦争に軍を派遣する際には、クライス公示事項担当諸侯から直接クライス等族に援助要請がなされているからであり、このことから、ニーダーザクセン・クライスにとってクライス会議の停止がどの程度の意味を持ったのか、という問題は今後考察されるべきであろう。

おわりに

以上において、ニーダーザクセン・クライスの内部構成、そしてクライス会議の開催状況について概観してきた。ここで、最後に本書の意義について考察したい。

著者はクライスの主要な任務としての「平和維持」と「ポリツァイ」という二つの機能に限定して、クライスの機能や機能性を叙述してきた。しかしながらクライスの機能は実際多岐にわたっており、例えばクライス租税、クライス台帳修正問題、宗派問題、関税案件、法制度、郵便制度、クライスの軍人や文官の任命や俸給の問題も、今後論じら

れるべきであろう。特に宗派の問題は、例えばヒルデスハイム司教位をめぐつて、ルター派のブラウンシュヴァイク大公家であるヴェルフェン家と、ケルン大司教を輩出していたカトリック派のヴィッテルスバッハ家が争ったように、クライスの枠を越えた利害関係の中で扱われるべきであり、個々のクライスを扱う場合でも常に帝国レベルでの関係性を視野に入れる必要がある。

著者は本書を通じて、中央集権・権力国家に対する連邦制的選択肢というものが存在したかという問いに対する回答を、ニーダーザクセン・クライスの機能や機能性から導き出そうとした。クライスはまさに諸領邦の協働の場であり、本書の叙述からクライスおよび帝国の連邦制の一面をたしかに確認され得る。とはいえ本書において、クライスのもつ一側面として、クライスがもつばらクライス等族の協力のためだけに存在したのではない、という事実が確認されたことは重要であると思われる。有力等族にとってクライスは、クライス内で官職を保有することを通じてしばしば近隣の中小等族を効果的に支配するための手段となり得た。有力等族はそこでクライスよりも自身の利害を優先し、そのことは、ニーダーザクセン・クライス会議が一六八二年以降機能不全に陥る要因となり得たのである。本書の中で著者も述べているように、クライス史研究はこれまで、中小等族が割拠する地域である西南ドイツのいわゆる「前方クライスVorder Kreis」に基づいてなされることが多かった。しかしながら全てのクライスで状況が同じだったわけではない。西南ドイツのシュヴァーベンのような有力等族が欠けているクライスにおいては、より等族間の協力という面が

強調され、逆に有力等族が支配的な北ドイツの諸地域においては、クライスは必ずしも必要とはされなかったのである。本書はそうしたクライスの機能に注目することにより、帝国クライスの観点から帝国国制の地域レベルでの実証を可能にするという点に、その意義を見出せよう。しかしながらその際、本書においては、クライスと皇帝あるいは前述した宗派問題など、クライス内に留まらない縦・横の地域レベル・帝国レベルでのつながりとともに考察されるべきであったように思われる。近年の研究において、本書の他にも新たな個別クライスに関する研究が発表されているのに対し、¹⁾我が国においては個別のクライスを対象とした研究は現在のところなされていない。そのような研究状況において、本書を紹介することは、今後の帝国国制史研究の中で、新たな問題提起となり得ると考える。

註

(1) 帝国クライスの重要性について、以下の書評の中でも述べられており、本書に関しても取り上げられている。Georg Schmidt, *Neuerscheinungen zur Geschichte der Reichskreise*. In: ZHF, 29-3, 2002.

(2) ヴェストファーレン条約以前の帝国クライス制度を中心とした我が国の研究は、代表的なものとして以下の通り。山本文彦『近世ドイツ国制史研究―皇帝・帝国クライス・諸侯―北海道大学図書刊行会、一九九五年。渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究 等族制集会和帝国クライス』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。中村賢二郎「神聖ローマ帝国とクライス制度一五〇〇―一五五五年」同編『国家』京大人文科学研究所、一九八九年。

- (3) 著者は現在、エルムスホルンのビスマルク・ギムナジウムにてドイツ語およびドイツ史の教師を勤めている。
- (4) とくに一六四八年以降のドイツにおけるスウェーデンの問題を扱ったものとして、伊藤宏二「近世ドイツ帝国におけるスウェーデン国王の法的地位―ヴェストファーレン条約に基づく帝国レーエン授与を中心に―」『ヨーロッパ文化史研究』第一号、東北学院大学大学院文学研究科、二〇〇〇年。明石欽司「ウェストファリア条約の研究(二)―(六)『法と行政』三―一六―」、一九九二―九六年。ヴェストファーレン条約に関するものは両者の論文を参照した。またIPO一〇―一五条は、北部ドイツの有力諸侯領の再編等を規定しているものが多い。
- (5) 実際には、すでに一五五九年の帝国最終決定によりクライスにおける多数決による決定が有効とされていた。ニーダーザクセン・クライスにおいてはたしかに多数決原理は有効であったが、少数派に対し強制的にその決定に従わせる手段は保持しておらず、それゆえ決定に従わない等族も現れた。
- (6) このような評価は、とりわけアレティン、シンドリングらが主張する。彼らの代表的著作として、Karl Omar von Aretin, *Das Reich. Friedensgarantie und europäisches Gleichgewicht 1648-1806*, Stuttgart 1986. Anton Schindling, *Die Anfänge des Immerwährenden Reichstags zu Regensburg. Ständevertretung und Staatskunst nach dem westfälischen Frieden*, Mainz, 1991. またこれらの研究に基づく我が国の研究として、渋谷前掲書の他、求馬久美子「一六八一―一八二二年『帝国軍制』について―一七世紀後半のドイツにおける帝国防衛体制」『西洋史論集』一、北海道大学文学部西洋史研究室、一九九八年、三四―五九頁、などが挙げられる。
- (7) この数値は史料上の制約もあり正確ではないと思われる。また本書巻末のリストより、クライス最終決定の作成日から算出している。
- (8) 渋谷『近世ドイツ帝国国制史研究』一九―二三頁。
- (9) 一六二五年にデンマーク王クリスティアン四世がクライス長官に就任し、自らの軍をクライスに提供した。
- (10) その他のクライスにおける集会として、*Kreisriegskönvent*の他、*Kreisdeputationstag*, *Präliminarkonferenz der Kreisschreibenden Fürsten*, *Münzprobationstag*, *Kreis-Generalprobationstag*, さらにクライス合同会議等が挙げられる。
- (11) 例えば、バイエルン・クライスに関するPeter Claus Hartmann, *Der Bayerische Reichskreis (1500 bis 1803). Strukturen, Geschichte und Bedeutung im Rahmen der Kreisverfassung und der allgemeinen institutionellen Entwicklung des Heiligen Römischen Reiches (Schriften zur Verfassungsgeschichte, 52)* Berlin 1997. また全一〇クライスを網羅的に扱った研究として、Winfried Dotzauer, *Die deutschen Reichskreise (1383-1806). Geschichte und Aktenedition*, Stuttgart 1998. といった研究が近年発表され、クライス研究が活発になっている。